

三重おもいやり駐車場利用証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、歩行が困難な方の外出を支援し、社会参加を促進するため、車いす使用者用駐車区画等を利用できる方を明確にするとともに、当該区画を利用できる方に利用証を交付する三重おもいやり駐車場利用証制度（以下「利用証制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車いす使用者用駐車区画 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第17条第1項に規定する車いす使用者用駐車施設をいう。
- (2) おもいやり駐車場 駐車場の設置者又は管理者（以下「施設管理者」という。）の届出に基づき、県が第3条第3項の規定により登録を行った歩行が困難な方のための駐車区画をいう。

(駐車場の登録等)

第3条 施設管理者は、利用証制度に協力しようとするときは、県におもいやり駐車場登録届出書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項において施設管理者が登録を届け出る駐車場は、次の各号のいずれかに該当する駐車区画とする。

- (1) 車いす使用者用駐車区画
- (2) 思いやり駐車区画の設置等に関する要綱(平成21年4月1日)第3条の規定に基づき設置された思いやり駐車区画
- (3) 前2号に掲げる以外のもので、位置及び構造が、歩行が困難な者の利用に適した駐車区画

3 県は、前項の届出書が提出されたときは、届出書に記載された駐車場をおもいやり駐車場として登録を行うものとする。

(利用証の交付対象者の範囲)

第4条 三重おもいやり駐車場利用証（様式第2号。以下「利用証」という。）の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、歩行が困難であって、別表第1に掲げる区分ごとに定める交付要件に適合する者とする。

- (1) 障がい者
- (2) 要介護高齢者等
- (3) 難病患者
- (4) 妊産婦等
- (5) けが人
- (6) 前各号に掲げる者のほか、歩行が困難であるために、特別な配慮が必要と認められる者

（利用証の交付申請）

第5条 利用証の交付を受けようとする者は、三重おもいやり駐車場利用証交付申請書（様式第3号）により、県に申請をするものとする。

ただし、利用証の交付事務に協力する市町においては、利用証の交付を当該市町に申請することができるものとする。

2 前項の規定により申請をする者（以下「申請者」という。）は、当該申請の時に、別表第2に掲げる区分ごとに定める提示すべき確認書類等を提示しなければならない。

（利用証の交付）

第6条 県は、申請者が交付対象者であると認めるときは、申請者に対して利用証を交付するものとする。

ただし、利用証の交付事務に協力する市町においては、申請者が交付対象者であると認めるときは、申請者に対して利用証を交付することができるものとする。

2 利用証の有効期間は、別表第1に掲げる区分ごとに定める有効期間とする。

（利用証の使用）

第7条 利用証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、おもいやり駐車場を利用するときは、利用証を車両前部の外側から容易に識別することができる位置に掲示しなければならない。

2 第4条第4号に規定する妊産婦等に交付された利用証は、有効期間中に生後2年未満の乳幼児（ただし、多胎児妊娠の場合は生後3年未満の乳幼児）を同乗させる場合に限り、母親以外の者も使用できるものとする。

なお、妊産婦のみでの使用は、産後6か月までとする。

（利用証の再交付申請）

第8条 利用者は、利用証の紛失、破損等により利用証の再交付を受けようとするときは、三重おもいやり駐車場利用証再交付申請書（様式第4号）により、県に申請をするものとする。

ただし、利用証の交付事務に協力する市町においては、利用証の再交付を当該市町に申請することができるものとする。

（利用証の再交付）

第9条 県は、申請者が交付対象者であると認めるときは、申請者に対して利用証を再交付するものとする。

ただし、利用証の交付事務に協力する市町においては、申請者が交付対象者であると認めるときは、申請者に対して利用証を交付することができるものとする。

（利用証の返却）

第10条 利用者は、利用証の有効期間が満了し、又は利用証を使用する必要がなくなったときは、利用証を速やかに利用証交付窓口に返却するものとする。

2 県は、利用者が次の各号のいずれかの場合に該当するに至ったときは、当該利用者に対して利用証の返却を求めるものとする。

(1) 第4条に規定する交付対象者でなくなった場合

(2) 利用証を他人に貸与し、使用させ、又は譲渡した場合（第7条第2項に規定する場合を除く。）

(3) 利用証を重複して取得した場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、利用証制度の運用に支障を生じさせた場合

（他の制度等との調整）

第11条 次に掲げる駐車場利用証又は標章のいずれかの交付を受けている者は、おもいやり駐車場を利用することができる。

- (1) 「身体障害者等用駐車場の適正利用を図るための制度に基づく利用証の相互利用に関する合意確認書」により相互利用を認めた他の地方公共団体が発行する駐車場利用証
 - (2) 三重県道路交通法施行細則（昭和43年12月27日三重県公安委員会規則第3号）第6条第2号ソに規定する標章
- 2 施設管理者は、前項の他の地方公共団体が発行する駐車場利用証又は標章が利用証と同一の効力を有するものとして取り扱うものとする。ただし、前項第2号に規定する標章にあっては、利用証と同一の効力を有する期間を平成25年9月30日までとする。
- （その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 思いやり駐車区画の設置等に関する要綱（平成21年4月1日）は、平成24年9月30日をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月4日から施行する。
- 2 第4条第4号に規定する妊産婦等の有効期間の変更により、必要な事務処理等に関する経過措置については、別途規定を定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第4条第4号に規定する妊産婦等の有効期間の変更により、必要な事務処理等に関する経過措置については、別途規定を定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、様式第2号に定める利用証に、この改正による前に規定されていたマーク（参考様式）の表示された利用証は、同条に規定する利用証と同じものとみなす。

別表第1（第4条関係）

○交付対象者及び有効期間

歩行が困難で以下の基準に該当する者

区 分		交付要件	有効期間	
障 が い 者	身体障がい	身体障害者手帳の等級が以下の等級であること。	無	
	視覚障がい	1級から4級		
	聴覚または 平衡機能の障がい	聴覚障がい		2級から3級
		平衡機能障がい		3級、5級
	肢体不自由	上肢		1級から2級
		下肢		1級から6級
		体幹		1級、2級、3級、5級
	乳幼児期以前の非進 行性の脳病変による 運動機能障がい	上肢機能		1級から2級
		移動機能		1級から6級
	心臓機能障がい	1級、3級、4級		
	じん臓機能障がい	1級、3級、4級		
	呼吸器機能障がい	1級、3級、4級		
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級、3級、4級		
	小腸機能障がい	1級、3級、4級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から4級		
肝臓機能障がい	1級から4級			
知的障がい	療育手帳の障害の程度欄が「A」であること。			
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」であること。			
要介護高齢者等	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1から5」であること。			
難病患者	特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾病医療受給者であること。			
妊産婦等	母子健康手帳取得時から産後2年（多胎児の場合は産後3年）までであること。 ※妊産婦のみでの使用は、産後6か月までとする。 ※有効期間中に生後2年（多胎児の場合は生後3年）未満の乳幼児を同乗させる場合に限り、母親以外の者も使用可。	母子健康手帳取得時から産後2年（多胎児の場合は産後3年）まで		
けが人	けがによる一時的な歩行困難者で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められること。	最長5年（更新可）		
その他	上記以外で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められること。	最長5年（更新可）		

※利用証は、交付対象者が同乗する場合も使用できます。（産後6か月を超えた産婦を除く。）

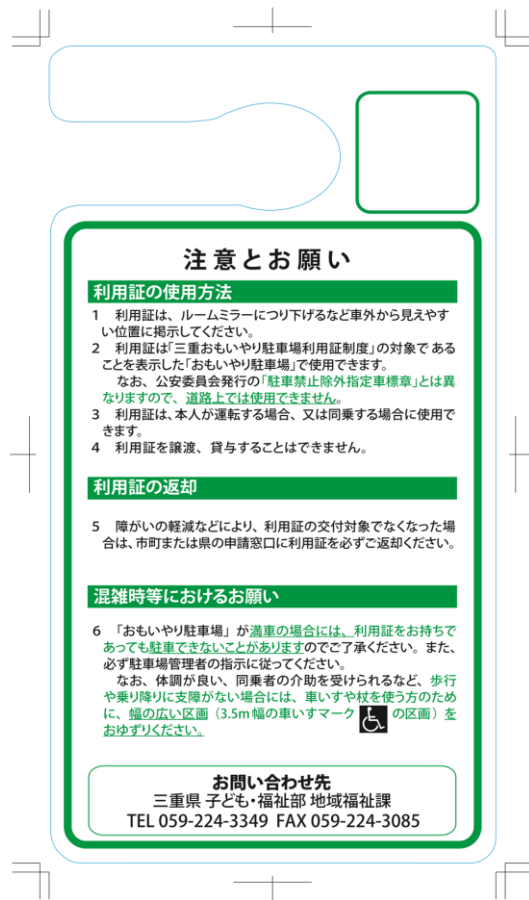
別表第2（第5条関係）

区 分	提示すべき確認書類等
障がい者のうち 身体障がいのある方	身体障害者手帳
障がい者のうち 知的障がいのある方	療育手帳
障がい者のうち 精神障がいのある方	精神障害者保健福祉手帳
要介護高齢者等	介護保険被保険者証
難病患者	特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病） 又は小児慢性特定疾患医療受診券
妊産婦	母子健康手帳（多胎児妊娠の場合は人数分）
けが人	医師の診断書又は証明書
その他	医師の診断書又は証明書

(表 面)



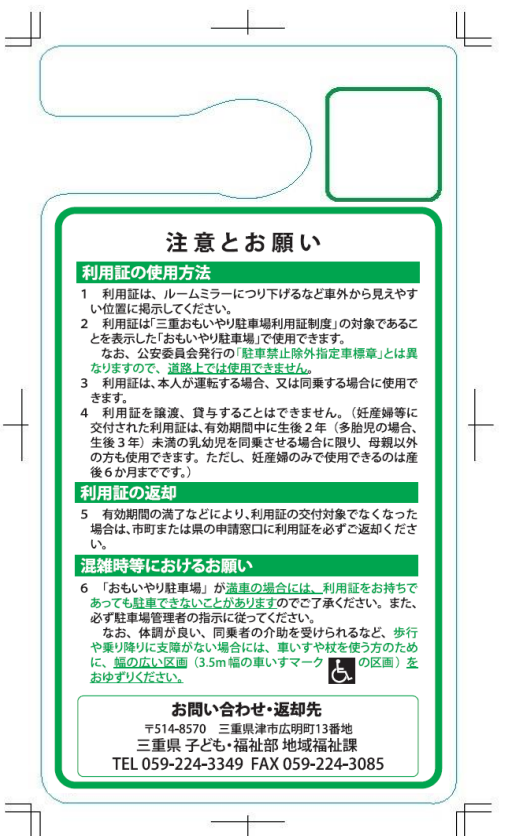
(裏 面)



(表 面)



(裏 面)



参考様式

【平成 24 年 9 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日までのマーク】



三重 おもいやり 駐車場 利用 証

新規 更新 交付 申請 書

三重県知事 あて

利用証交付市町長 あて

年 月 日

〒 _____

住 所 (Address) _____

ふりがな _____ 利用証番号(更新の場合のみ記入)

申請者 氏 名 (Name) _____ [_____]

(本人)生年月日 (Date of birth) 明治・大正・昭和・平成・令和 Y 年 M 月 D 日

電話番号 (Tel) (_____)
 【代理人が窓口にお越しの場合は、裏面の代理人記入欄にも記載してください。】

下記のとおり歩行が困難であるため利用証の交付を申請します。

1 歩行困難(駐車場の利用に配慮が必要)の状況

【該当する項目の□にレを入れてください。】

- 視覚障がい、聴覚障がい、平衡機能障がい又は肢体不自由である。
- 移動の際に介助や特別な用具を要する。
- 下肢に震え、すくみが起こる。
- 内部疾患により、めまい、息切れ等が起こる。
- 歩行の際に介助者の特別な注意を要する。
- 妊娠中で足下の確認が困難である、または、満2歳(多胎児の場合、満3歳)までの子どもを同伴している。
- その他(_____)

2 区分等【該当する区分に○をつけ、確認書類の番号等欄に必要事項を記入してください。(太線内)】

区 分		交 付 要 件	確認書類の番号等	
① 障 がい 者 (Individuals with Disability)	視覚障がい	1 . 2 . 3 . 4 級	身体障害者手帳 番号 (_____)	
	聴覚障がい	2 . 3 級		
	平衡機能障がい	3 . 5 級		
	肢体不自由	上肢		1 . 2 級
		下肢		1.2.3.4.5.6 級
		体幹		1 . 2 . 3 . 5 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能		1 . 2 級
		移動機能		1.2.3.4.5.6 級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸の機能障がい			1 . 3 . 4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい・肝臓機能障がい		1 . 2 . 3 . 4 級		
知的障がい	療育手帳の障害程度 A	療育手帳 番号 (_____)		
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳 1 級	精神障害者保健福祉手帳 番号 (_____)		
② 要介護高齢者等 (Elderly individuals that require nursing care)	要介護 1 . 2 . 3 . 4 . 5	介護保険被保険者証 番号 (_____)		
③ 難病患者 (Individuals with intractable or terminal illness)	特定疾患医療受給者、特定医療費(指定難病)又は小児慢性特定疾病医療受給者	受給者証 又は 受診券 番号 (_____)		
④ 妊産婦等 (Pregnant women)	母子健康手帳交付~産後2年(多胎児は3年) <u>□単胎児</u> ・ <u>□多胎児</u>	母子健康手帳番号(_____) 出産(予定)日: 年 月 日		
⑤ けが 人 (Injured individuals)	けがによる一時的な歩行困難者で、駐車場の利用に配慮が必要な方	医師の証明書等 歩行困難な期間: 年 月 日まで		
⑥ そ の 他 (Other)	上記以外の歩行困難者で、駐車場の利用に配慮が必要な方	医師の証明書等 歩行困難な期間: 年 月 日まで		



【窓口で確認書類等を提示してください。⑤、⑥の確認書類(医師の証明書等)は原本等を提出してください】 裏面もご記入ください

受付印欄	
市町	
県	

3 確認事項

私は、「三重おもいやり駐車場利用証制度」について、次のことに同意し、利用証を申請します。

【各文末の「はい」などの部分に○印をつけて下さい。不明な点があれば、下記までお問い合わせください。】

- 1 私は、「おもいやり駐車場」が満車の場合には、利用証を持っていても駐車できないことがあることを理解します。(はい)
- 2 私は、体調が良い、同乗者の補助を受けられる場合など、歩行や乗り降りに支障がない場合には、おもいやり駐車区画をゆずります。(はい)
- 3 私は、自動車に乗り降りするとき、マークのついた区画幅(ドアを全開にするための3.5mの区画幅)が(必要です ・ 必要ありません)。乗り降り等に支障がない時には、車イスなどを使う方のために、マークのついた区画(幅の広い区画)をゆずります。(はい)
- 4 私は、有効期間の満了や、障がいの軽減などにより、利用証の交付対象でなくなった場合はこれを返却します。(はい)

代理人記入欄 代理人が窓口にお越しの場合はご記入をお願いします。

住 所 申請者と同じ

〒 _____

代 理 人 氏 名 _____

電話番号 (_____)

【代理人の本人確認書類(運転免許証等)を提示してください。】

代理人への送付(あり) ※代理人へ利用証を送付する場合のみチェックする。

- ・ 記載された個人情報(「三重おもいやり駐車場利用証」の交付等の事務に必要な場合のみ)に使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。
- ・ 医師の証明書等の記載内容に関し、歩行が困難な状況について医師に確認することがあります。
- ・ 後日、利用実態についてのアンケートをお願いすることがあります。

同意する 同意しない

◇ お問い合わせ先・郵送先

三重県 子ども・福祉部 地域福祉課 ユニバーサルデザイン班

〒514-8570 津市広明町13

電話:059-224-3349 FAX:059-224-3085 電子メール:ud@pref.mie.lg.jp

【受付窓口等記入欄:申請者は記入しないでください。】

窓口 確認 の 状況	<input type="checkbox"/> 証明書類提示済み 各種手帳、被保険者証、受給者証 受診券、医師の証明書・診断書、 台帳により確認() <input type="checkbox"/> 利用証(更新の場合のみ)	代理人の 確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> 利用証交付日 <input type="checkbox"/> シール交付日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 即日交付
		利用証番号		<input type="checkbox"/> 再交付扱い
		有効期限	年 月 / 無期限	

三重おもいやり駐車場利用証 再交付 申請書

三重県知事あて
利用証交付市町長あて

利用証番号

年 月 日

申請者本人 〒 _____ [_____]

受付印欄	
市町	
県	

住 所 (Address) _____

ふりがな
氏 名 (Name) _____

生年月日 (Date of birth) 明治・大正・昭和・平成・令和 Y 年 M 月 D 日

電話番号 (Tel) (_____) - _____

代理人 住 所 申請者と同じ

〒 _____

氏 名 _____

電話番号 (_____) - _____

【代理人の本人確認書類（運転免許証等）を提示してください。】

代理人への利用証の送付 あり) ※代理人へ利用証を送付する場合のみチェックする。

下記のとおり利用証の再交付を申請します。


1 区 分

- 障がい者 (身体障がい 知的障がい 精神障がい)
- 要介護高齢者等 難病患者 妊 産 婦 (単胎児 ・ 多胎児)
- け が 人 そ の 他

2 申請の理由

- 紛失 破損 妊産婦等の有効期間延長のため その他

紛失・破損等の状況 (_____)

3 自動車に乗り降りするとき、マークのついた区画幅（3.5mの区画幅）が

- 必要 不必要

(注) 1 「申請の理由」欄には、紛失、汚損等の状況を記載してください。

2 再交付時に新たな有効期限の設定をご希望の場合は、裏面の区分等にご記入の上、以下の手帳等のうち該当するものを提示（医師の証明書、診断書は原本を提出）してください。

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 介護保険被保険者証
- 特定疾患医療受給者証
- 特定医療費（指定難病）受給者証
- 小児慢性特定疾病医療受診券
- 母子健康手帳
- 医師の証明書または診断書

区分等 【該当する区分に○をつけ、確認書類の番号等欄に必要事項を記入してください。(太線内)】

区 分		交 付 要 件	確認書類の番号等	
① 障がい者 (Individuals with Disability)	視覚障がい	1.2.3.4 級	身体障害者手帳 番号 ()	
	聴覚障がい	2.3 級		
	平衡機能障がい	3.5 級		
	肢体不自由	上肢		1.2 級
		下肢		1.2.3.4.5.6 級
		体幹		1.2.3.5 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能		1.2 級
		移動機能		1.2.3.4.5.6 級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸の機能障がい	1.3.4 級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい・肝臓機能障がい	1.2.3.4 級		
知的障がい	療育手帳の障害程度 A	療育手帳 番号 ()		
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳 1 級	精神障害者保健福祉手帳 番号 ()		
② 要介護高齢者等 (Elderly individuals that require nursing care)	要介護 1.2.3.4.5	介護保険被保険者証 番号 ()		
③ 難病患者 (Individuals with intractable or terminal illness)	特定疾患医療受給者、特定医療費(指定難病)又は小児慢性特定疾病医療受給者	受給者証 又は 受診券 番号 ()		
④ 妊産婦等 (Pregnant women)	母子健康手帳交付～産後2年(多胎児は3年) <u>□単胎児・□多胎児</u>	母子健康手帳番号() 出産(予定)日: 年 月 日		
⑤ けが人 (Injured individuals)	けがによる一時的な歩行困難者で、駐車場の利用に配慮が必要な方	医師の証明書等 歩行困難な期間: 年 月 日まで		
⑥ その他 (Others)	上記以外の歩行困難者で、駐車場の利用に配慮が必要な方	医師の証明書等 歩行困難な期間: 年 月 日まで		

【窓口で確認書類等を提示してください。⑤、⑥の確認書類(医師の証明書等)は原本等を提出してください】

- ・記載された個人情報とは、「三重おもいやり駐車場利用証」の交付等の事務に必要な場合のみに使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。
 - ・医師の証明書等の記載内容に関し、歩行が困難な状況について医師に確認することがあります。
 - ・後日、利用実態についてのアンケートをお願いすることがあります。
- 同意する 同意しない

◇ お問い合わせ先

三重県 子ども・福祉部 地域福祉課 ユニバーサルデザイン班

〒514-8570 津市広明町13

電話: 059-224-3349 FAX: 059-224-3085 電子メール: ud@pref.mie.lg.jp

【受付窓口等記入欄: 申請者は記入しないでください。】

窓口確認の状況	<input type="checkbox"/> 新たな有効期間で発行 確認書類 (各種手帳、被保険者証、受給者証 受診券、医師の証明書・診断書、 台帳により確認()) <input type="checkbox"/> 有効期間変更なし	代理人の確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()
		利用証交付日	年 月 日 <input type="checkbox"/> 即日交付
		利用証番号	
		有効期限	年 月 / 無期限